

自己点検シート【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

事業所名	
点検者の職種・氏名	
点検年月日	令和 年 月 日

各項目を点検し、確認事項の内容を満たしている場合は「適」、満たしていない場合は「不適」、該当する事例がない場合は「事例なし」にチェック(口を■に塗りつぶすなど)をしてください。

根拠条文欄において、「条例」とあるのは「市川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、及び運営に関する基準(平成24年条例第38号)」を指します。「法」とあるのは「介護保険法(平成9年法律第123号)」を指します。「規則」とあるのは「介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)」を指します。

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法(別紙可)
			適	事例なし	不適	
I 基本方針等						
1	基本方針 事業の基本方針は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものですか。	条例第5条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
2	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 以下のサービスを提供していますか。 ○定期巡回サービス 訪問介護員等が定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話 ○随時対応サービス 利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助を行う又は訪問介護員等の訪問若しくは看護師等による対応の要否等を判断するサービス ○随時訪問サービス 随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の世話 ○訪問看護サービス 看護師等が利用者の居宅を訪問して行う療養上の世話又は必要な診療の補助	条例第6条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法(別紙可)	
			適	事例なし	不適		
Ⅱ 人員基準							
3	<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数</p> <p>[オペレーター] 提供時間帯を通じて1以上確保されるために必要な数以上配置していますか。</p> <p>※1 利用者の処遇に支障がない場合、①当該事業所の定期巡回サービス、訪問看護サービス、②同一敷地内の訪問介護、訪問看護又は、夜間対応型訪問介護事業所の職務、③利用者以外の者から通報を受け付ける業務に従事できます。</p> <p>→上記※1の①～③の職務に従事している場合は、以下について、○印で選択するとともに、その職務を具体的に記載してください。 兼職の種類(① ・ ② ・ ③) 職務()</p> <p>※2 利用者の処遇に支障がない場合、午後6時～午前8時の間、併設施設(一定の施設に限る)の職員をオペレーターとして充てることができます。</p> <p>→上記※2に該当する場合は、以下について記載してください。 併設施設名() 併設施設職員の勤務時間(: ~ :)</p> <p>※3 随時対応サービスの提供に支障がない場合、午後6時～午前8時の間、随時訪問サービスに従事することができます。</p>	条例第7条					
	<p>オペレーターは、看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員(以下、「看護師、介護福祉士等」という)ですか。</p>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		
	<p>オペレーターのうち1人以上は、常勤の看護師、介護福祉士等を配置していますか。</p> <p>なお、1年以上のサービス提供責任者の経験者をもって充てる場合は、看護師、介護福祉士等又は訪問看護サービスの看護職員との連携方法を記載してください。 →連携方法を記載してください。 ()</p>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		
	<p>[定期巡回サービスを行う訪問介護員等] 適切なサービスを提供するために必要な数以上を配置していますか。</p>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		
	<p>[随時訪問サービスを行う訪問介護員等] 提供時間帯を通じて、専ら当該サービスに当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上を配置していますか。</p> <p>※オペレーターが随時訪問サービスに従事する場合、サービスの提供に支障がないときは置かないことができる。</p> <p>※利用者の処遇に支障がない場合、定期巡回サービス又は同一施設内にある訪問介護事業所若しくは夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事できる。</p>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法(別紙可)
			適	事例なし	不適	
3	[訪問看護サービスを行う看護師等] 保健師、看護師又は准看護師(以下「看護職員」という。)常勤換算方法で2.5以上を配置していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	看護職員のうち1人以上は、常勤の保健師又は看護師ですか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	看護職員のうち1人以上と、提供時間帯を通じて連絡体制を確保していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	[計画作成責任者] 当該事業所の従業者であって、看護師、介護福祉士等であるもののうち、(3年以上従事のサービス提供責任者は含まない。)1人以上を定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に従事する者としてしていますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
4	管理者 管理者は常勤専従職員を配置していますか。	条例第8条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	管理者が他の職務等を兼務している場合、業務に支障はないですか。 → 下記の事項について記載してください。 ・兼務の有無 (有 ・ 無) ・当該事業所内で他職務と兼務している場合はその職種名 () ・同一敷地等の他事業所と兼務している場合は事業所名、職務名、兼務事業所における1週間あたりの勤務時間数 事業所名:() 職務名 : () 勤務時間:()		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
Ⅲ 設備基準						
5	設備及び備品等 利用申込の受付、相談等に対応するスペースを確保していますか。	条例第9条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	以下の機器等を備えていますか。 1 利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等 2 随時適切に利用者からの通報を受けられることができる通信機器等 ※利用者の心身の状況等の情報を蓄積するための体制を確保している場合であって、オペレーターが当該情報を常時閲覧できるときは1の機器等を備えないことができる。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	利用者に対して、適切にオペレーションセンターに通報できる端末機器を配布していますか。 →なお、配布しない場合には、利用者との通信方法を以下に記載してください。 ()		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法(別紙可)
			適	事例なし	不適	
IV 運営基準						
6	内容及び手続の説明及び同意	サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従事者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。	条例第10条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
7	提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。	条例第11条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
8	サービス提供困難時の対応	自ら適切なサービス提供が困難な場合、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに取っていますか。	条例第12条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
9	受給資格等の確認	サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。	条例第13条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
10	要介護認定の申請に係る援助	指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前までに行われるよう、必要な援助を行っていますか。	条例第14条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
11	心身の状況等の把握	サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況等の把握に努めていますか。	条例第15条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
12	居宅介護支援事業者等との連携	サービスを提供する場合又は提供の終了に際し、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	条例第16条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
13	法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	利用申込者又はその家族に対して、法定代理受領サービスについて説明し、必要な援助を行っていますか。	条例第17条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
14	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	条例第18条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
15	居宅サービス計画等の変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、必要な援助を行っていますか。	条例第19条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
16	身分を証する書類の携行	従業者に身分証を携行させ、面接時、初回訪問時及び求めに応じて提示するよう指導していますか。	条例第20条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
17	サービスの提供の記録	提供した具体的なサービスの内容等を記録していますか。	条例第21条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
18	利用料等の受領	法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者負担分の支払を受けていますか。	条例第22条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合の利用料と、地域密着型サービス費用基準額との間に不合理な差額を設けていませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		通常の事業の実施地域外でサービスを提供し、それに要した交通費の額の支払いを利用者から受ける場合は、当該サービス内容及び費用について予め利用者又はその家族に対し説明を行い、利用者の同意を得ていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		利用者へ配布するケアコール端末に係る設置料、リース料、保守料等の費用を徴収していませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
19	保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスではないサービス利用料の支払いを受けた場合は、サービス提供証明書を利用者へ交付していますか。	条例第23条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法(別紙可)
			適	事例なし	不適	
20 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針	定期巡回サービス及び訪問看護サービスについては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、計画的に行うとともに、随時対応サービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行っていますか。	条例第24条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	自らその提供するサービスの質の評価を行い、定期的に外部の者による評価を受けて、常にその改善を図っていますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
21 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針	定期巡回サービスの提供にあたっては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画(以下「サービス計画」という。)に基づき、利用者に必要な援助を行っていますか。	条例第25条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーターは、計画作成責任者及び定期巡回サービスを行う訪問介護員等と密接に連携し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行っていますか。随時訪問サービスの提供にあたっては、サービス計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行っていますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	訪問看護サービスの提供にあたって、主治の医師との密接な連携及びサービス計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図っていますか。また、利用者の病状、心身状況等の把握に努め、適切な指導等を行うものとしていますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	特殊な看護等については、行っていませんか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	サービスの提供にあたっては、懇切丁寧に行い、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	介護技術及び医学の進歩に対応し、適切な介護技術及び看護技術をもって、サービスを提供していますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付していますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
22 主治の医師との関係(一体型に限る)	訪問看護サービスの開始時に主治医の指示を文書で受けていますか。	条例第26条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	主治医にサービス計画、訪問看護報告書を提出し、密接な連携を図っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	※医療機関が当該事業所を運営する場合、主治医の文書指示、サービス計画、訪問看護報告書の提出は診療録その他の診療に関する記録への記載をもって代えることができる。					

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法(別紙可)	
			適	事例なし	不適		
23	定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成	計画作成責任者は、サービス計画を作成していますか。	条例第27条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	サービス計画は居宅サービス計画に沿った内容となっていますか。また、必要に応じて変更していますか。	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>		
	看護職員が利用者の居宅を定期的(概ね1月に1回が望ましい)に訪問してアセスメント及びモニタリングを行っていますか。	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>		
	訪問看護サービスの利用者に係るサービス計画は、利用者の希望、主治医の指示等を踏まえ、療養上の目標、具体的なサービス内容等を記載していますか。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	計画作成責任者は、常勤看護師等(保健師又は看護師)ですか。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	※常勤看護師等ではない場合は、常勤看護師等がサービス計画作成の指導、管理を行うとともに、利用者等への説明に協力していますか。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に説明を行い、利用者から同意を得ていますか。	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>		
	計画作成責任者はサービス計画を作成した際には、サービス計画を利用者に交付していますか。	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>		
24	同居家族に対するサービス提供の禁止	当該事業所の従業者が同居家族に対してサービスを提供していませんか。	条例第28条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	利用者に関する市町村への通知	サービスの提供中に利用者が、正当な理由なしに利用に関する指示に従わないことにより、要介護等状態の程度を増進させたと認められるときは、その旨を市町村に通知していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
25	利用者に関する市町村への通知	利用者が、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときは、その旨を市町村に通知していますか。	条例第29条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	緊急時等の対応	利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
26	緊急時等の対応	当該従業者が看護職員である場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行わなければならない。	条例第30条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	管理者等の責務	管理者は、当該事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行っていますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
27	管理者等の責務	当該事業所の従業者に必要な指揮命令を行っていますか。	条例第31条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	管理者等の責務	計画作成責任者は、利用申込に係る調整等のサービスの内容の管理を行っていますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	管理者等の責務	計画作成責任者は、利用申込に係る調整等のサービスの内容の管理を行っていますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法(別紙可)
			適	事例なし	不適	
28	<p>運営規程</p> <p>次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的及び運営の方針 ・従業者の職種、員数及び職務の内容 ・営業日及び営業時間 ・サービスの内容及び利用料その他の費用の額 ・通常の事業の実施地域 ・緊急時等における対応方法 ・合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法 ・虐待の防止のための措置に関する事項 ・その他運営に関する重要事項 	条例第32条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
29	<p>勤務体制の確保等</p> <p>利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、勤務の体制を定めていますか。</p>	条例第33条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	<p>当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。</p> <p>※適切にサービスを利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応訪問介護事業所(以下「訪問介護事業所等」という。)との密接な連携を図ることにより、事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が認める範囲内において、事業の一部を他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができます。</p>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	<p>※随時対応サービスについては、市町村長が認める範囲内で、複数の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所間の契約に基づき、複数のサービス事業所が一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができます。</p>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	<p>従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。</p> <p>性的な言動、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの等により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。</p>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
30	<p>業務継続計画の策定など</p> <p>感染症または非常災害の発生時において利用者に認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための計画および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じていますか。</p>	条例第33条の2	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	<p>従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施していますか。</p>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	<p>定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更をしていますか。</p>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
31	<p>衛生管理等</p> <p>従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行っていますか。</p>	条例第34条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	<p>設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。</p>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	<p>事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じていますか。</p> <p>①感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催とその結果の従業者へ周知。</p> <p>②感染症の予防及び蔓延の防止のための指針の整備。</p> <p>③感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練。</p>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
32	<p>掲示</p> <p>事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。(事業所へ備え付け、自由に閲覧させることで可)</p>	条例第35条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法(別紙可)
			適	事例なし	不適	
33	秘密保持等 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。	条例第36条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を利用する場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
34	広告 広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていませんか。	条例第37条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
35	居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	条例第38条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
36	苦情処理 提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。	条例第39条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っていますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	提供したサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	市町村からの求めがあった場合には改善内容を市町村に報告していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
37	地域との連携等 介護・医療連携推進会議を設置し、概ね6月に1回以上開催(テレビ電話装置を活用して行うことも可)していますか。 →会議のメンバーについて記載してください。 (, ,)	条例第40条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	介護・医療連携推進会議での報告、評価、要望、助言等の記録を作成し、公表していますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	事業者は、当該事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供する場合には、正当な理由がある場合を除き、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、サービス提供を行っていますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法(別紙可)
			適	事例なし	不適	
38 事故発生時の対応	利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。発生したときに備えて、対応方法について定めていますか。 →事故事例の有無：有・無	条例第41条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。損害賠償を速やかに行える体制を整えていますか。 →損害賠償保険への加入：有・無		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	事故が生じた際には、原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
39 虐待の防止	虐待の発生またはその再発を防止するため次に掲げる措置を講じていますか。 ①虐待の防止のための対策を講ずる委員会(テレビ電話等の活用可)を定期的に開催するとともに、その結果について従事者に周知する。 ②虐待の防止のための指針の整備。 ③定期的な虐待の防止のための研修の実施 ④①～③を適切に実施するための担当者を置く。	条例第41条の2	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
40 会計の区分	他の事業との会計を区分していますか。	条例第42条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
41 記録の整備	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	条例第43条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存していますか。 (①、②、⑦に掲げる記録にあつては、5年間) ①サービス計画 ②提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③主治の医師による指示の文書(一体型) ④訪問看護報告書(一体型) ⑤利用者に関する市町村への通知に係る記録 ⑥苦情の内容等の記録 ⑦事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑧従業者の勤務の記録		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
42 指定訪問看護事業所との連携 (連携型に限る)	当該事業所ごとに、利用者に対して指定訪問看護の提供を行う指定訪問看護事業者と連携していますか。	条例第46条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	連携する指定訪問看護事業所との契約に基づき、以下の事項について協力を得ていますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	サービス計画の作成に当たっての、看護職員によるアセスメント及びモニタリングの実施。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	随時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	介護・医療連携推進会議への参加。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	その他必要な指導及び助言。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法(別紙可)
			適	事例なし	不適	
V 変更の届出等						
43	<p>事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は当該夜間対応型訪問介護事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を市川市に届け出ていますか。</p> <p>①事業所の名称及び所在地 ②申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③申請者の登記事項証明書又は条例等 ④事業所の平面図及び設備の概要 ⑤事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所 ⑥運営規程 ⑦連携する訪問看護事業所の名称及び所在地 ⑧定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の請求に関する事項</p>	法第78条の5 施行規則第131条の2の2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	